

2022年度人事異動について区と確認

2022年度の人事異動にあたり、8月26日、区教育委員会人事企画課と下記のように確認しましたのでお知らせします。

要 求 項 目	回 答
1. 本人の意向の十分な聞き取りと尊重 ①校長の恣意的・差別的な異動にならないよう、本人の意向や事情を十分に聞くよう、区教委として指導すること。また異動すると校長が決定した時には、必ず本人に伝えること。そして、区教委の内申にも、本人の意向を十分生かすよう、努力すること。 ②また区採用教員についても、区や学校の事情だけで異動させるのではなく、本人の意向や事情を十分に聞き取り、区内異動に反映させること。	・次年度の学校経営方針、計画の案を確実に示した上で、教員個人の異動に関する意見や事情を十分に聞くとともに、異動対象者とする者には、異動対象者としたことを確実に伝えるよう指導する。 ・区教委としてもその意向を都教委に十分伝える。 ・校長を指導し、区教委としてもそのように努める。
2. 特例異動 ①保育や病気、長時間通勤などの特例異動については詳しい添付書類を書いて提出するよう、校長からも本人に話すよう、指導すること。また、区教委としても、それを都とのヒアリングで十分に生かすようにすること。	・そのようにする。
3. 内転希望 ①杉並区内内転希望をできるだけ尊重すること。また、内転希望だけ書いてあるカードについては何ら内転の保障はないので、他の希望もできるだけ書くよう、校長からも本人に伝えるよう、指導すること。	・そのように努める。
4. 過員異動 ①過員対象者がいる場合や急に学級減になった場合については、異動対象を決める際、職員の意向を十分把握した上で、異動対象を決め、本人の意向が十分に反映できるように、努力すること。	・要綱に定めてある第3「異動の基準」によることを前提とし、校長の人事構想をふまえて、教員の意向を把握しつつ決定するよう指導する。
5. 学校配置 ①内転者や新採の学校配置においては、教員の経験年数や経験内容、得意分野などに極端な学校間格差が生じたり、校長の私的な情報で偏ったりすることなく、すべての子どもたちが豊かな教育を享受できるよう、学校の全般的なことを十分に考慮して行うこと。	・そのように努める。
6. 済美養護の異動 ①済美養護の異動については、都との人事交流が十分にでき、本人の意向が生かされるよう、特段の配慮をし、都教委にしっかりと働きかけること。	・これまでと同様に配慮し、働きかけを行う。
7. 「ゆびとま」について ①一般区内異動希望者と「ゆびとま」志願者の間に、内転決定や学校配置において、特別扱いをしないこと。内と外を決めるにあたって「ゆびとま」志願者を優先することがないようにすること。 ②「ゆびとま」によって、恣意的な人事異動や校内の玉突き人事が行わないよう、総合的に判断して決定するように、校長を指導すること。 ③私的情報でつながっている教員を「ゆびとま」を使って集めるようなことのないよう、校長を指導すること。 ④「ゆびとま」異動者だからといって校長が特別扱いし、校長に対して何も意見が言えないなど、協力・共同の学校づくりの妨げになるようなことのないよう、校長を指導し、区教委としても十分注意すること。 ⑤「ゆびとま」の志願状況や結果などについては、そのデータや問題点も含めて、公開し、次回に向けて、都教組杉並支部とも話し合うようにすること。	・そのように努める。 ・そのように指導する。 ・そのように指導し、注意する。 ・そのように指導し、注意する。 ・そのように努める。
8. コミュニティスクールにおける「公募」について ①「公募」対象校においては、校長や運営協議会の意向だけが先走りすることなく、あくまでも異動要綱に則り、現任教員の意向を聞いた上での人事構想に基づいて、異動作業が行われるようにすること。 ②「公募」による異動者だからといって、特別扱いをして、協力・共同の学校づくりに支障のないようにすること。	・人事異動は異動要綱に基づいて実施することが原則である。学校運営協議会は法により任命権者に意見を述べることができ、それを尊重することになっているものである。 ・そのようにする。
9. 個々の意向や事情と組合とのヒアリング ①個々の意向や事情については、都教組杉並支部とも十分なヒアリングを行い、異動に生かし、都教委にも伝えること。	・そのようにする。
10. 子供園の異動 ①子供園の異動に関しては、本人の意向や事情を十分に尊重して実施し、異動規定の緩和措置なども必要があれば行うこと。	・本人の意向はよく聞くようにする。
11. 校長への通知 ①都教組と都教委が交わした一問一答、及び、ここにある都教組杉並支部と区教委が確認した事項については、区教委として尊重し、全校長に通知し、尊重する旨、伝えること。	・そのようにする。

全教・都教組
杉並支部ニュース

東京都教職員組合
 杉並支部情宣部
 2021年
 9月9日
 5号
 Tel 3399-8719
 Fax 3399-3855
 支部ホームページ
<http://tokyusuginami.web.fc2.com>

これは大変

東京の特別支援教室担当教員1名が受け持つ児童生徒数が
10人から12人に?!
 国は13人までにする方針。
 やることが逆です。このため、過員問題も起きています。
 特別支援教室の教育条件改善の署名にご協力をお願いします。

人事異動に関するご相談は早めに・組合員はピンクカードを組合に提出を
〆切は10月1日（金）

自己申告書に異動希望の有無、地区等の希望、事情などを記入し校長に伝えます。心配なことパワハラ等の問題があれば早めに相談を

2022年度

杉並区教育予算に対する要望書①

1 どの子ども豊かに育つ学級・学校規模の改善を

(前文省略)

- ① 国の35人学級の実施に伴い、区の「30人程度学級」を単級や中学校にも拡大すること
- ② 都や国に対して、35人学級の実施を早めることや、中学校の35人学級を実施することを要望すること。また感染症対策として20人学級など思い切った少人数学級の検討を要望すること。
- ③ 特別支援学級や幼稚園の学級定員の改善を都や国に要請すること。
- ④ 特別支援学校の設置基準を定める動きがあるが、済美養護学校の子どもたちの十分な活動や発達を保障する豊かな設置基準になるよう国や都に働きかけること。

2 子どもたちに安全で豊かな生活を

① 感染症対策

- ・子どもたちの安全を第一とした施策やガイドラインを強く要望する。特に、集団での移動を伴う行事や宿泊を伴う行事への対策には学校任せの部分が多い。安全第一を柱とした区としてのガイドラインの構築を図ること。
- ・コロナ禍での生活が長くなり、子どもたちは様々なストレスや不安を抱えている。担任をはじめ教職員だけでは対応しきれない。

い。そのために区のカウンセラーの全校配置を復活すること。また、済美教育センターの教育相談部門において、十分な対応ができるよう人員配置を増やし常勤化すること。

- ・養護教諭の複数配置を都に要請すること。子ども園にも看護スタッフの配置を行うこと。
- ・給食の牛乳パックの処理については、焼却処分すること。現在の作業は、感染症対策やアレルギー対策の面からも非常に危険である。

② 熱中症対策

- ・運動時のマスク着用についての危険性を周知すること。
- ・運動会の規模縮小については有効であるため、継続を促進すること。
- ・プールサイドの暑さ対策として、各学校の条件に合わせて日陰を作るなどの対策をとること。
- ・夏季休業中の水泳指導については廃止も視野に入れる必要がある。また、水泳指導の実施基準や水温の上限なども明記し周知すること。

③ 子どもの居場所

- ・長引くコロナ禍の中、子どもたちは体を動かしたり、友達と遊んだりすることが十分にできていない。地域で自由に遊ぶ場所があることは、子どもたちの健全やかな成長にとって不可欠である。
- ・学童クラブは、子どもたちの放

3 教職員が力を十分に発揮できるための条件整備を

後の生活を安全に保障する大切な事業であり、多くの需要がある。安心安全な場となるよう、正規職員を増員すること。また、定員超過しているところも多い。学校内への移転だけでなく、既存の学童クラブとの併存も検討すること。移転する場合には、関係者と十分に協議を尽くすこと。

- ① 幼保小の円滑な接続を図るため、1年生に支援員や補助教員等を配置すること。通常学級支援員や学習支援員を学校規模や児童の実態に応じて増員するなどの手立てをとること。特別な支援や配慮を必要とする児童が増加しており、対象クラスに教員がローテーションを組んで対応している状況が多数生じている。また、低学年に学校生活になじめない子が多い。登校渋りの子も多く、朝は昇降口で保護者にしがみついて泣き叫ぶ子もいる。担任がそちらに行くと、教室が混乱状態になる。
- ② 欠員が出た場合には(事務・栄養士も含む)、直ちに正規教諭を配置するよう、都に対して積

極的に働きかけること。これらと同様、区も学校と一緒に対応すること。

- ③ 産休に入る学校司書の代替が決まらず困っている学校がある。会計年度職員(学校司書、特別支援教室専門員など)の産育休代替を配置すること。
- ④ 少人数加配(授業方法改善加配教員)については、学校によつて少人数学級にも利用できよう、その弾力的な運用について都教委に強く要請すること。
- ⑤ 中学校のフレッシュ補助教員を全校に配置すること。
- ⑥ 小学校外国語のために、小学校外国語専科の配置・拡大を都に要求していくこと。
- ⑦ 今年度は非常勤教員の採用が減らされ、その仕事をあきらめざるを得なかった人も多い。非常勤教員はそれまでの経験を活かして、若手の教職員や子どもたちに対応しているため学校にとってなくてはならない存在である。非常勤教員を減らさないよう都に要請すること。
- ⑧ 非常勤教員が無理なく働き、力を発揮できるよう、仕事や持ち時数については、本人と話し合いながら対応するよう管理職を指導すること。
- ⑨ 非常勤職員や再任用職員の適正な業務について、校内に周知をするように管理職を指導すること。小学校教員の持ち時数が多い傾向があるため、中学校並みとすること。
- ⑩ 区費栄養職員を都の正規栄養職員にするよう、都や国に要望すること。
- ⑪ 中学校の部活動については、指導手当や外部指導員への手当の増額、特殊勤務手当の増額などの待遇改善を都教委に強く要望

4 子どもたちの力を伸ばす特別支援教育の充実を

(1) 巡回指導(特別支援教室)の充実

- ① 小学校巡回教員の「区費教員加配」を設置4年目以降も存続してほしい。
- ② 巡回教員の人員確保をすること。妊娠しても「巡回指導」の特殊性のため、体育軽減や産育休代替教員などの制度はあるが、人員補充ができていない状況がある。
- ③ 各学校の巡回指導教室に、電子黒板など普通教室と同等のICT設備をつけてほしい。
- ④ 巡回教員が、巡回先で一人一台のパソコンを使えるようにしてほしい。現状は専門員のパソコンを借りて使用。巡回教員は複数いる。
- ⑤ 中学校の拠点校を小学校と同様に増やしてほしい。
- ⑥ 巡回教員の一人当たりの児童数を国基準(13人)にするとう都の方針に対して、現行の10人を堅持するよう都に要請すること。さらに、通級型との併

存も検討してほしい。

- (2) 知的障害特別支援学級(固定学級)教育の充実を
- ① 特別支援学級介助員(以下、介助員)の配置基準の見直しを。原則、学級数の配置(2学級2名、3学級3名)、そのうえ必要に応じて加配することを基準とし、安全管理、交流学習・インクルーシブ教育の充実を図ること。また、配置に関しては、年度内に各校へのヒヤリング等を行い、コミュニケーションを図り、実情を考慮した配置とすること。
- ② 土曜授業および6校時への介助員配置を。特に土曜授業は、区の施策として行っているものであるため、しっかりと対応を行うこと。対応できないのであれば、固定学級は最低限度(学期に1〜2回程度)の土曜授業とすること。また、振替休日がない土曜授業に出席することへの肉体的・精神的負担を強く感じている児童・生徒および保護者も多数いる。せめて、4月と3月の土曜授業は廃止してほしい。開校記念日や都民の日を授業日とすることで、4回の土曜授業を削減でき、コスト削減にもつながるものと考えられる。
- ③ 移動教室引率介助員および校外学習引率介助員は、各学級の実情に応じた人数の配置を。
- ④ 固定学級の増設を。3学級以上の大規模学級の増加、広範囲な通学区域学級に対する抜本的対策を。改築予定校への設置等、具体的・計画的な大規模学級の解消、広範囲な通学区域学級の解消を行うこと。

(以下は次号につづく)

